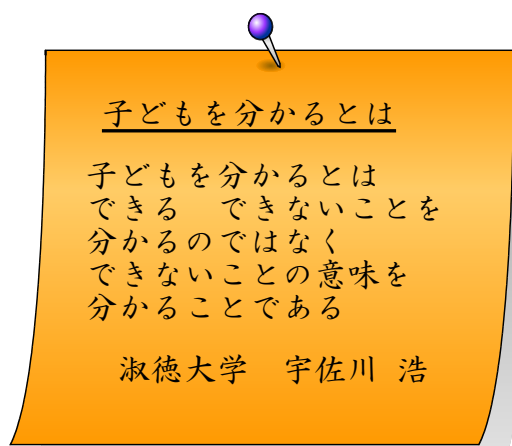
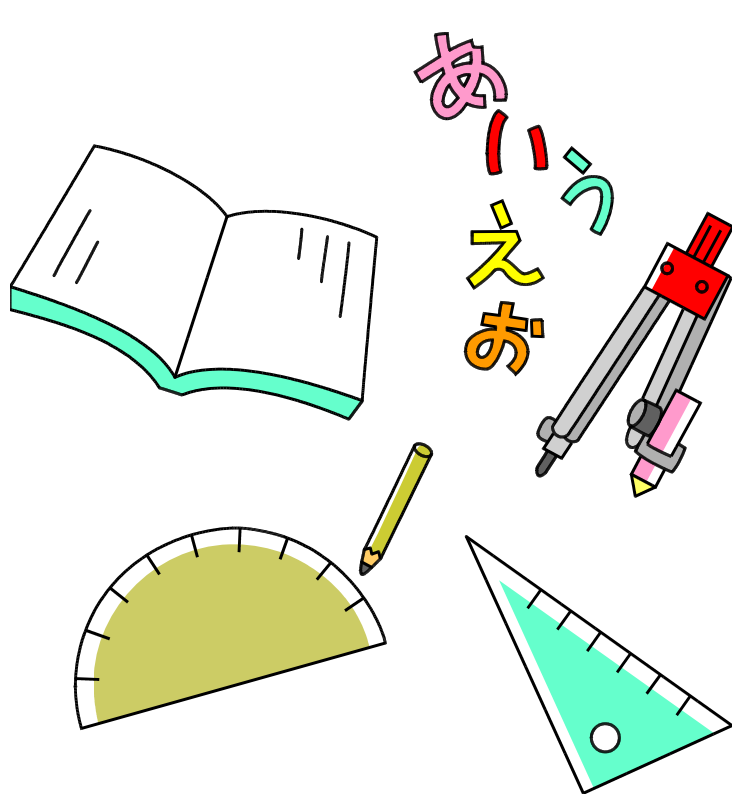


盲 聾 養護学校における 教育相談

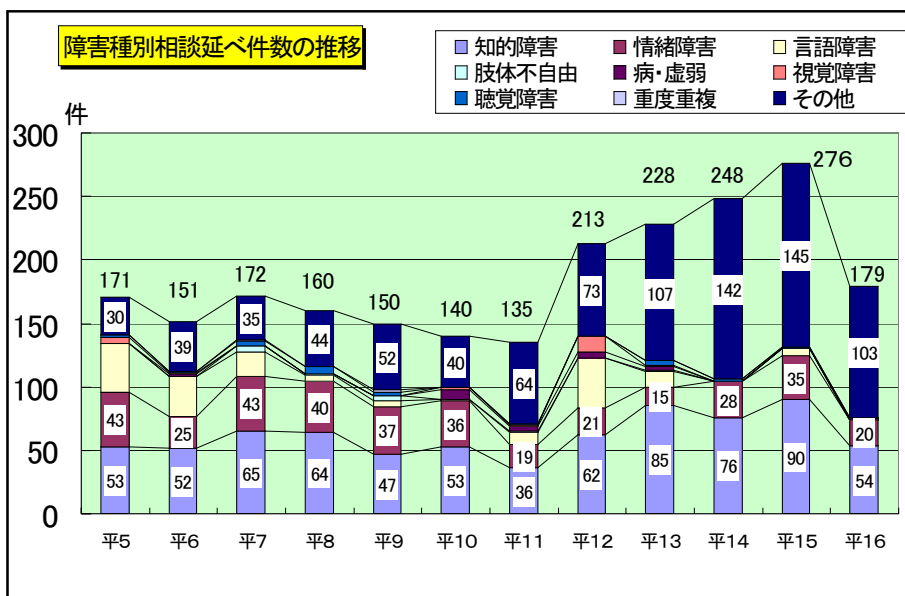


県立総合教育センター
特別支援教育室

I 教育相談の動向・・・特別支援教室の場合

*特別支援教室の相談件数とその傾向

ここ10年ほどの特別支援教室における相談の中で、大きな特徴は、視覚、聴覚、肢体不自由、病弱・虚弱、知的、言語、情緒、重度重複という8つの障害種に分類できない、しかも通常の学級に在籍する子どもの相談が増えています。右図を見ても明らかなように、平成5年度には、全体の約17%だった「その他」が、14年度には全体の50%を超えています。



「その他」の内容を見ると、知的には大きな問題がなさそ

うなのに教科学習の習得に偏りや著しい困難が見られる、落ち着きがない、授業に集中しない、教室から飛び出す、突然乱暴になり制止がきかない等、ここ10年ほどの間に急速に社会の関心が集まるようになった学習障害(LD)や注意欠陥/多動性障害(ADHD)を疑われて訪れるケースなどがあります。

これらのケースのほとんどは、幼稚園・保育所の頃からその傾向が見られていたのですが、小学校入学と同時に、集団規模が大きくなり、一斉指導や教科学習などがスタートする中で困った問題として浮かび上がるようです。

*「その他」内訳 (延べ件数)

平成16年度

内 訳	LD	ADHD	高機能自閉症	アスペルガー	その他	合計
件 数	30	30	7	7	29	103
%	29.1	29.1	6.6	6.6	28.3	全体の51.3

障害種が特定できない子ども、そして、通常の学級にいる子どもたちの教育相談が増える点や、その子どもたちを含めて指導面での悩みを抱える相談が急増している点などを考慮すると、特別支援教育に関する教育相談は、障害があるなしにかかわらず特別な教育的ニーズを必要としている子どもたちやその養育や指導にあたる保護者、担任等への支援が今まで以上に重要になってきています。

*平成17年度相談件数の減少について

- ・昨年度に比べて再相談が減少している。初回の相談で、ある程度望ましい方向に進むケースが多かったのではないと思われる。
- ・盲・聾・養護学校のセンター化の推進に伴い、盲・聾・養護学校での相談対応が増加(下表参照)し、センターにおける相談件数の減少に結びついたと思われる。
- ・土曜日の相談システムが毎週対応から第2・4土曜日の対応になった。

年 度	12	13	14	15	16
延べ件数	853	1,169	1,379	1,636	2,393

Ⅱ 教育相談の実際・・・特別支援教育室の場合

1 教育相談の実際

(1) 教育相談の流れ

(A) 受理面接（インテーク）

- ・保護者と最初に行う面接です。
- ・受理する人（相談の主担当）は、保護者の訴え（主訴）を聞き、意図をくみ取り、問題点を把握し支援へとつなげたり、他機関への紹介をしたりする役割を担っています。
- ・受理面接の結果、保護者は来談の動機が明確になったり、問題解決の意欲が高まったりできるように心がけています。
- ・そして、特別支援教育室の担当者との間にうちとけた感情が出て、以下の過程に移行できるように支援することを心がけています。

ポイント1

- ①温かく出迎え、子どもの目の高さで挨拶をします。
- ②子どもは名前で呼び、代名詞(あなた、きみ)は使わないようにします。
- ③子どもが持ってきた物、着ている服等を話題に話しかけます。
- ④相談開始にあたっては、世間話等から入り、緊張感を和らげます。

(B-①) 面談（カウンセリング）

- ・カウンセリングマインドをもって接し、話を聞くときは保護者のことばの理解だけでなく、ことばに込められている気持ちを受け止めるように「聴く」ことを心がけています。
- ・保護者と気持ちを分かち合える関係を築きながら、保護者自身が課題を発見し、取り組めるように支援することも大切にしています。
- ・面談においては保護者との適切な距離を保ちながら、場当たりの質問や評価的対応、診断的な発言、一方的な助言などは行わないようにしています。
- ・面談では、保護者等が十分話せる時間を確保するようにしています。

ポイント2

- ①保護者が理解・納得しないまま来ていることがあります。そのあたりの事情を聞いてあげることも大切にしています。
- ②相談の主たる内容を十分把握するために聞くことに努めます。その上で共に考え、時に励ます等の姿勢が必要です。
- ③子どもの良さを発見し、それを伝える姿勢が大切です。
- ④相談内容をメモすることに集中し過ぎないようにします。

(B-②) 観察・検査・評価・判断

- ・障害のある子どもの教育相談では、発達の状態や障害の程度、特性を的確にとらえるための評価、判断が特に重要です。
- ・検査実施においては、保護者からの同意を得て行っています。
- ・検査は、主訴に合った心理検査を実施しています。（必要に応じて検査を行っています）
- ・調査（生育歴調査、養育環境調査）
- ・検査（発達検査、知能検査、社会生活能力検査等）
- ・行動観察（自由な活動場面、条件設定場面）

ポイント3

- ①検査中の子どもの様子をよく観察し、記録用紙の余白にメモをしています。
検査時の行動観察には以下のポイントを設けています
- ・ 取り組み意欲、注意の集中、問題の理解、言語反応の様子や特徴
 - ・ 視線の合わせ方、物の見方、筆圧、鉛筆の持ち方、器具の操作や取り扱い
 - ・ 姿勢の維持、離席の度合い、母子分離の様子
- ②生育歴調査や養育環境調査は、保護者の養育の悩みに共感しながら行います。
- ③保護者と担任からの情報収集にあたっては、一方に同調し過ぎたり、もう一方を非難したりしないようにしています。
- ④行動観察では、必要に応じて自由な活動場面と条件設定場面の両面について実施しています。両方の観察結果から子どもの特性を見出します。観察のポイントは、遊びの様子や対人関係、生活習慣、運動機能、感覚機能、言語関係、認知関係、情緒関係等です。子どもによって重点的に観察するポイントは異なってきます。

(C) 調整、総括、支援に関する検討、協議

- ・ ケースにかかわるスタッフ全員により、具体的な支援の内容や方法を検討しています。
- ・ 保護者の意向や評価・判断の内容、問題の所在、具体的な支援内容、方法等について報告や分析を行います。
- ・ 協議は担当した者が、自分なりに解釈したものではなく、全て生のデータを出して協議するよう心がけています。
- ・ 結論を急がず、これまでに判断できるもので留め、推測で判断しないようにしています。
- ・ 不明な部分については、継続できるように保護者に伝えていきます。

ポイント4

- ①子どもの実態をできないところに視点を当てて見るのではなく、できているところに視点を当てて見るようにしています。(否定的見方から肯定的見方へ)
- ②今回の相談で、はっきりしたこと、不明なことを整理し、次の相談へつなげるようにしています。

(D) 支援・助言（アドバイス）と 紹介・案内（ガイダンス）

- ・ 保護者の主訴や気持ちに沿いながら、子どもの発達の状態や障害の特性、子どもへのかかわり方、関係機関の活用等について、具体的で分かりやすい説明、助言を心がけています。
- ・ 支援する時には、保護者の障害受容の状態を考慮しています。
- ・ 相談の継続については、他機関で受けられるサービス内容の紹介も含めて複数の選択肢を用意し、保護者の意向を尊重しながら決定しています。

ポイント5

- ①知能指数や発達指数などの数値をそのまま伝えることは、誤解を招くので、検査への取り組みの様子や精神年齢などを伝えるなどの工夫をしています。
- ②保護者と担任と一緒に来談した場合でも、相談内容や検査結果については、保護者の了解なしに担任に伝えることはできません。
- ③個別の指導計画の立案等に関わる支援なども行っています。

(2) 教育相談の準備

相談の受付時点から、教育相談はスタートしています！

(ア) 相談受付（電話での申し込みを中心に）**○丁寧な対応を**

- ・ 保護者が受話器を手にとり相談を申し込むまでに、どれだけためらい、葛藤があったかに思いを

巡らし対応するよう心がけています。

- ・当センターでは、窓口を一本化し原則的に主担当が受付、日程調整を行っています。そうすることによって混乱を少なくすることでき、保護者にとっても安心です。

○相談受付の際の内容は(聞き取る事&伝える事)



- ①相談の主訴
- ②子どもの氏名、生年月日
- ③子どもの所属学校・園名、学年
- ④保護者の氏名
- ⑤申込者(送信者)の氏名
- ⑥連絡先の電話番号
- ⑦問題の概要[子どもの現在の状況(主訴との関連で、発達状況など)]
- ⑧持参品(成長の様子が見えるもの)
- ⑨来談日の通知と来談者の確認

受信メモのサンプル(A4版)

教育相談受信メモ

受信日時	平成12年 7月 3日(月)		午前・ 午後 2時50分	
送信者	岩手花子	様	受信者	佐々木
受信内容				
主訴 発達に遅れがあるが、就学をひかえ、どんな点に気をつけて育てていけばいいかわからない。				
対象者氏名	岩手一郎さん	性別	男 ・女	生年月日 平成5年7月3日 (6歳)
保護者氏名	岩手太郎様	学校・園名	明朗	保・ 幼 小・中・養 年長 年
問題の概要 幼稚園では、一人、担当の先生がついている。集団の中になかなか入れない。身辺処理が不十分。 水遊びが好き。最近、ことば数が増え、指示理解も向上。地域の療育センターに4月から通っている。				
来談予定日時	平成12年 7月27日(木)		午前 ・午後 9時30分	
来談予定者	父 ・ 母 ・ 本人 ・ 担任 ・その他()			
連絡先	自宅		(0198) - (△▽) - ○□▽◇	
相談担当者名	両親-佐藤	本人-佐々木	担任-鈴木	

留意すべき事項

面接(面談)において、とかく担当者の資質向上という観点から、知識・技能面が強調されがちですが、それ以上にもまして大切なことは、来談者と対応する際の態度とマナーです。相談場面においては、保護者の心情を理解しながら支援する姿勢・心がけが大切です。

相談場面で往々にして見られる例を具体的に挙げて考えてみましょう。

『おさんは、〇〇障害ですね』『おさんは、うちの学校(学級)の対象ではありません』などと、決めつけ的・断定的・押しつけ的、即措置的決定をしてしまう例、『うちの学級は、知的障害のある子が対象の学級です』と保護者の心情を考慮しない表現、電話相談で相手より先に受話器を置いたりする対応など、例を挙げれば切りがありませんが、このようなケースはないでしょうか。

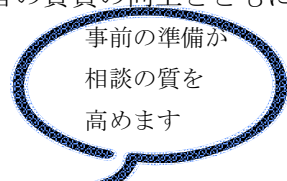
障害のある子を抱える保護者は、世間体や後ろめたさを越え、悩みを聞き入れてくれる場や相手を求めて、苦悩の末の決断で来談するのです。ワラをもつかみたい気持ちで臨んでいることを十分に留意する必要があります。その意を十分に受容し意欲が高まるような対応をすることにより、保護者の表情は和み、信頼関係が深まり、継続的な相談が成立するのです。何気なく発したことばや態度が相手を傷つけたり、誤解を招いたりし、時には個人的な見解が機関の見解として受け止められてしまうこともあります。

面接者としての支援する姿勢や良識ある態度とマナーが、相談担当者の資質の向上とともに、大切なことです。

(イ) 事前の準備

○主訴や問題の概要に関連しての準備をします

◇新規の相談の場合は



- ①来談時の記入書類[教育相談記録(生育歴記入)]や配付パンフレットを準備します。
- ②保護者の主訴等に対応し、病名や障害名、課題等に関わる資料を整えます。
- ③行動観察にかかわって、必要に応じて自由な活動場面と条件設定場面を想定しておきます。
- ④必要と思われる諸検査の準備をしておきます。(実施の際は、保護者の了解を得ます)
- ⑤複数の相談担当者で実施する場合は、事前に担当者間で役割分担をすると同時に受信メモについての確認や上記②～④について打ち合わせを行います。

◇継続の相談の場合は

- ①これまでの相談経過や配慮事項について確認しておきます。
- ②来談時に実施すべき内容や、必要な教材、資料等を整えます。

○相談室の準備

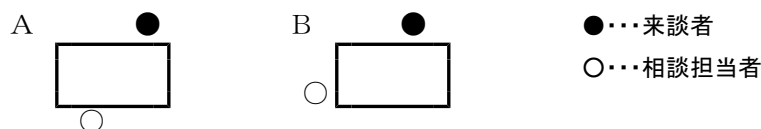
相談で使用する待合室、面接室、プレイルーム等の室内の整理、机の位置、椅子の向きをレイアウトします。来談者数によって、相談室の数が異なってきますので、注意が必要です。

なお、「面談中」の表示を室外に掛けておくことも忘れないようにしています。

◇保護者や担任等の相談室

- ①新規相談の場合は、特に保護者の緊張感は強いので、採光が良く圧迫感のない部屋を準備することが大切です。特別支援教育室では受理面接室を使っています。
- ②面接は正面からの対面では、緊張感がありますので、位置関係に配慮します。

来談者と相談担当者の位置関係(例)



◇子どもの相談室

- ①来談する子どもの障害種によって、相談室の環境には様々な配慮が必要になってきます。
 - ・視覚障害 ----- 採光や家具・遊具等の配置及び通路の安全に配慮
 - ・肢体不自由 ----- 家具・遊具等の配置及び通路の安全に配慮
 - ・自閉症及び学習障害 -- 注意の転導を生じさせないような配慮
 - ・聴覚障害 ----- 騒音に配慮
- ②目的に応じて、相談室内を構成し直したり、他の部屋へ移動したりします。
 - ・検査等に使用する部屋
 - ・行動観察のために使用する部屋やスペース

(3) 教育相談の整理

(ア) 相談内容の整理

教育相談で扱われた内容は、相談者のプライバシーや、子どもの発達に関する重要な問題ばかりですから、その内容については、きちんと整理されなければなりません。継続的な相談となれば、なおさら、前回までの経過や支援事項を踏まえたうえで、次の相談が展開されますから相談内容をまとめ、整理しておくのは、当然のことと言えます。そこで、相談資料については、個人毎にファイルを作成し、それぞれ以下に示した内容について記載し、綴じ込んでおく必要があります。

○教育相談記録(生育歴記録票) ----- 主訴等に関連する特記事項については、銘記します。

○諸検査 ----- ①検査時の行動観察
②検査結果と分析・考察

○対象児の行動観察や支援事項 ----- ①自由な活動場面での観察・支援事項の分析・考察
②条件設定場面での観察・支援事項の分析・考察

○保護者からの聴取事項の整理と支援事項 ----- ①保護者の主訴、家庭での状況、養育上の課題、学校等への要望
②面談、検査、行動観察によって得られた情報を総合的に分析し、保護者へ支援した事項

- 担任からの聴取事項の整理と 支援事項
- ①担任の主訴、学校での状況、指導上の課題、家庭等への要望
 - ②面談、検査、行動観察によって得られた情報を総合的に分析し、保護者へ支援した事項

(イ) 相談資料の保管と管理

相談はプライバシーにかかわる情報であることから、その保管については、適切な方法がとる必要があります。

また、外部機関からの問い合わせにあたっては、保護者の了解を得ることは当然です。

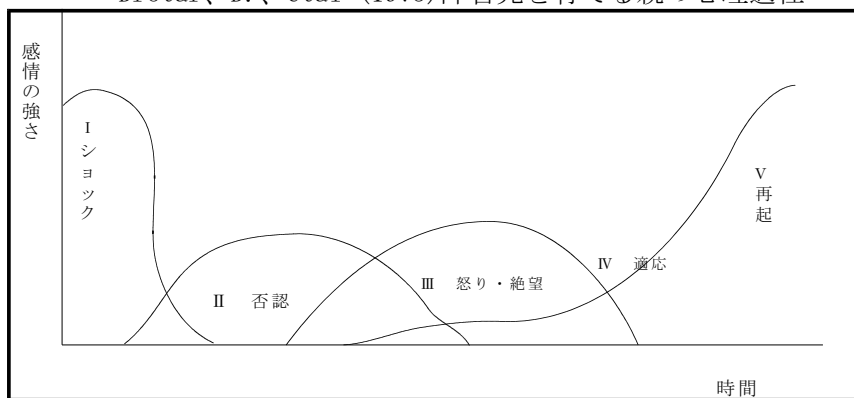
(外部への資料提供等には、慎重に対応し、報告書については依頼文書を所長宛に出していただき、所長の決裁を得て発送しています。)

Ⅲ 保護者への支援の在り方

1 保護者の心情の共感的理解

我が子に障害があると分かってからの、保護者の心理過程は、「ショック→否認→怒り・絶望→適応→再起」を経ると言われています。保護者がその心の葛藤を克服し、解決への努力を続け、やがて子どもの障害を受容するというを常に念頭におきながら、相談活動をすすめるようにしています。

Drotar, D.、etal (1975)障害児を育てる親の心理過程



*保護者の心理過程の変化です。その深さや長さは個々のケースによって違います。個々のケースを十分に検討して対応する必要があります。

I ショック	<ul style="list-style-type: none"> ・障害に気づいた瞬間、不安とショックで動転し、興奮し、感情的になったりする。 ・世界に対して心を閉ざしてしまう状態。
II 否認	<ul style="list-style-type: none"> ・「障害が治る」と言ってくれる場所を探して様々な機関を回ったり、宗教にのめり込んだりする時期
III 怒り・絶望	<ul style="list-style-type: none"> ・「何故、私の子が・・・」「よりによって私の子に・・・」という思いであったり、誰かれかまわず当たり散らしたりするような感情的に混乱した苦しい状況。
IV 適応	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの障害を比較的冷静に受け止めるようになり、絶望感の縁から少しずつ離れることが可能になってくる。
V 再起	<ul style="list-style-type: none"> 障害を正しく受容し、子どもの発達援助で今一番大切なことは何かを専門家や教師と一緒に考えることができる。障害のある子を抱える親同士の連携が進む。

この感情の変化は、子どもの年齢、障害の種類・程度、母親の性格、家族関係などによって変わってくるものであり、時間経過による変化は人によっても様々である。また、一度我が子の障害を受容したとしても、その状態がずっと続くものではない。特に子どもの成長の節々では、現実を目の当たりにし、感情が揺れ動くことは多い。このように保護者は絶望や希望の感情を抱きつつも我が子のために奔走していることを念頭に置き、保護者の精神的な支援をしていくことが重要である。(小林倫代)

2 教育相談活動の展開の在り方

保護者の悩みは、一つの課題を解決すると次の課題が発生するというように、簡単に解決するものではなく、常に保護者の求めに応じて展開する必要があります。そのためには、相談活動を1回で終了させてしまわず、保護者のニーズに応じて、相談活動を行うために教育相談を「**寄り添う相談活動**」「**支える相談活動**」とおさえて実施する必要があります。

ア 寄り添う相談

寄り添う相談活動とは、保護者の悩みや不安を受け止める相談活動です。

保護者の心情を理解し、悩みや不安をすべて受け止める

- ・今の気持ち、主訴を受け止める
- ・話すことばの背景について感じとる
- ・これまでの養育状況、現在の養育状況を理解する



保護者自身が、悩みや不安、問題を整理していくようにする



・カウンセリングマインド

・ポジショニング

・プライバシーの保護

保護者が安心して相談

イ 支える相談

支える相談活動とは、保護者が子どもの発達の課題を整理して、保護者自身が解決の方向性を見いだしていけるように支援する相談活動です。

課題を明らかにする

- ・発達検査や行動観察等のかかわりから子どもの姿を理解



具体的な養育方法を提示する

- ・得意なこと、好きなことなど子どもの良さを具体的に伝える
- ・家族や、在籍園（校）のことについて語り合う
- ・養育について意見を出し合う
- ・小さな変化も漏らさず伝える



保護者が必要とする情報を提供、関係機関の紹介などを行う



・アセスメントの実施

・環境の整備

・記録の整備

・関係機関との連携

ウ インフォームド・コンセントとアカウンタビリティ

インフォームド・コンセント（合意に基づく相談活動）

相談担当者が保護者に対し、相談の内容、相談の終了の見通しなどなどについて説明をし、保護者が相談について見通しをもって臨むことができるようにすること。

アカウンタビリティ（説明責任）

相談担当者が保護者に子どもの行動観察や検査結果を説明したり、子どもの成長の様子について変化・変容したことを伝え、共通理解を図ること。

* 特別支援教育支援体制

- ・岩手県教育委員会では、平成16年2月27日付で、県内の全ての小・中学校及び盲・聾・養護学校に対して特別支援教育校内支援委員会の設置と特別支援教育コーディネーターの指名を推進するよう、通知を出しました。
- ・また、県内全ての公立高等学校長に対し、本年6月22日付けで、県教育長より、特別支援教育に係る校内体制等の整備、つまり「特別支援教育校内支援体制」の設置および「特別支援教育コーディネーター」の指名について検討・準備するよう通知が出されるなど、高等学校においても特別支援教育の充実が求められています。

IV 子どもを生かす学校カウンセリングの視点

1 児童生徒の分類

教育相談においては、どのように子どもを分類し、それぞれの特徴を把握し、かかわりの在り方を探るかが重要な決め手です。

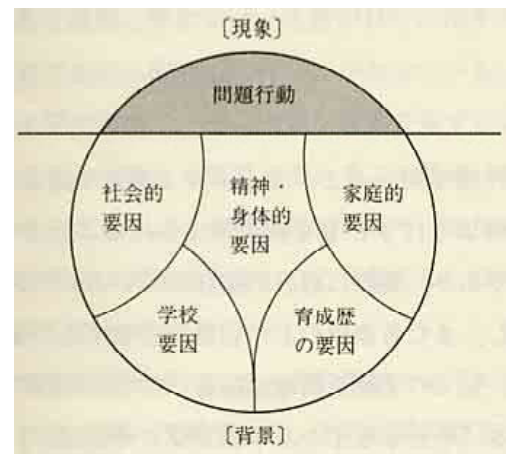
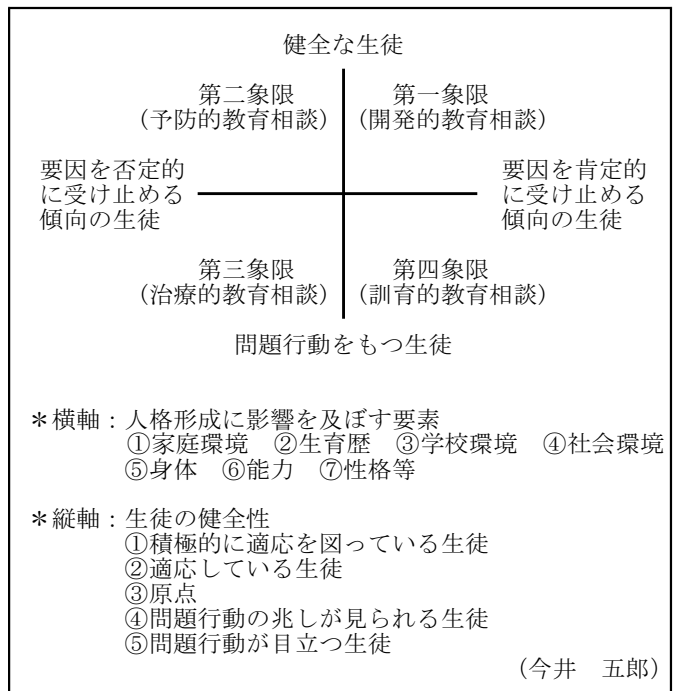
右図は、その手がかりとして、今井氏がグラフ化したものです。

縦軸は、健全な子どもと問題行動をもつ子どもの軸です。軸の上端はもっとも健全な子どもで、自分が環境に適応しているだけでなく、他の生徒も適応できるよう、積極的に環境に働きかけ、環境改善していく子どもです。原点の近くは辛うじて適応している子ども、原点より下位は問題行動の兆しのある子ども、下端は問題行動の限りを尽くしている生徒です。

これに対して横軸は、要因に関するものです。これまで、問題行動の背景には必ず要因があり、右下図のように問題行動は氷山の一角で、要因に目を向けない限り問題行動の立ち直りを図ることはできないと考えられてきました。しかし、より厳密に言うと、要因ではなく、人格形成に影響を及ぼす要素の受け止め方です。

例えば、同じ母子家庭の環境にあるA児とB児。同じ母子家庭という要素でも「支えていかなければいけない」と肯定的に受け止める（感じる）か、「ついていない家に生まれてイライラする」などと否定的な受け止め方とでは大きく異なり、後者は問題行動の要因になる可能性をもつこととなります。

このように人格形成に影響を及ぼす要素を肯定的認める傾向をもつか、否定的に受け止める傾向をもつかがきわめて重要であり、これが横軸の尺度です。



○開発的教育相談

- ・つまづきのない子どもに対して、自己実現要求を具体化し、子どもの可能性を最大限に発揮されるように支援する。

○予防的教育相談

- ・表面的には問題が見えない子どもの内面理解を図り、信頼関係を確立する。
- ・日頃から、一人一人の子どもの精神的健康の維持と増進を図る。

○治療的教育相談

- ・問題を抱えた子どもを対象に、どのようなことで、どの段階でつまづいているかなどを明らかにし、一人一人に見合ったかかわりをもち、自己実現要求を引き出し、適応を図る。

○訓育的教育相談

- ・要因を肯定的に受け止める傾向の子どもで、問題行動をもつ子どもを対象に、「気持ちは受容しても行為は認めない」という毅然とした姿勢で、目の前の本人の将来を思いやって枠組みを組み直す。

2 共感的理解

(略)

3 いじめの早期発見のためのポイント

(略)

V 教育相談の課題

1 教育相談体制の組織化と意識化

盲・聾・養護学校や特殊学級では、これまでの教育相談の成果を踏まえ、相談担当者の養成や専門性の向上、相談業務の掌握化、関係機関や盲・聾・養護学校、特殊学級との連携のための連絡調整機能等が必要と考えます。また、障害のある乳幼児と保護者、関係者の要望に応える早期からの教育相談について、全校の職員が理解を深め、校内体制の整備を図ることが大切です。

校内体制の整備にあたって重要であると思われるのは、教育相談を学校経営に位置づけ、役割等を明確にすることです。また、全校体制で取り組む視点からの教員の配置を行うなどの組織化を図ることが必要です。

組織化にあたっては、各学校の地域の状況を考慮するとともに、盲・聾・養護学校では分掌や学部間、特殊学級においては分掌や学級間の緊密な連携を図ることが必要です。また、教育相談にかかわる業務を役割分担したり、相談の成果を校内に還元するために全校研修会を組織的に行うことも必要です。

校内体制の組織化の過程では、全校の教職員が特別支援教育における今日的課題であることや、地域の要望あるいは期待等の認識を深めるなどに取り組み、早期からの教育相談の意義や効果、盲・聾・養護学校や特殊学級の役割についての意識化を図ることが大切です。そして教育相談が一部に対するサービスではなく地域に開かれた学校として、地域の特別支援教育のサービス機関であることを認識するとともに、特にも盲・聾・養護学校は地域の特別支援教育のセンターとして役割を担わなければならないことなどについて全教職員の理解を図るとともに、意識を高めていくことが大切です。

2 研修体制の整備

特別支援教育における教育相談については、相談の内容が教育に関することだけに限定するのではなく、場所を活用して福祉的相談や療育的相談、家族の問題など幅の広い相談に対応できる力量を高める必要があります。そのためには、障害に関する知識や乳幼児期からの発達援助に関する知識、さらには教育のみならず福祉関係の知識や労働関係に関する知識などが求められます。

3 情報収集及び理解・啓発活動

情報収集や理解・啓発では、地域の関係者との日常的交流を基盤に、地域の要望や関係機関の機能を把握するとともに、盲・聾・養護学校や特殊学級の教育相談の実施について広く地域住民に知らせる必要があります。盲・聾・養護学校においては、広域学区であり地域ごとに担当者を配置するなど、学校の窓口を決めて連携していくことが大切です。

理解・啓発では、関係機関へ教育相談に関するリーフレットや学校便りを配布したり、市町村の広報誌等への掲載、学校見学会の実施、校内研修会への関係者の講師招へいなど、広く地域に情報を発信するとともに、情報収集することが有効な方法と思われます。

また、各学校の校区内の市町村へ出向き、関係機関を訪問し、学校での取り組みについて情報提供するとともに情報収集し、関係者とのつながりを得る機会を設けることも大切です。

そのためには、情報収集や理解啓発活動の取り組みを計画化するとともに、校区内の市町村関係機関へ出向くことができるように、校内体制を工夫することが必要です。

4 特別支援教育の専門性を生かした教育相談

校内体制の整備・充実を図る中で、保護者や関係者の要望に応えるため、特別支援教育の専門性を生かした教育相談を行うことが必要である。

盲・聾・養護学校は、障害に関する基本的知識や自立した社会参加する資質を養うための指導内容・方法等をはじめ、障害の状態に配慮した子育ての方法に関する情報や手法等、特別支援教育についての専門性を有しています。特殊学級は、相談の場として身近なところにあるが、特殊教育の経験年数に大きな違いがあるとともに、一人担任の学級も多くまた、盲・聾・養護学校は特殊教育経験の少ない特殊学級担任へ支援も必要と思われます。

盲・聾・養護学校が地域のセンター的役割を果たすためには、教育相談活動をととして特殊学級に在籍する児童生徒や担任への指導相談に応じることも視野に入れる必要があります。

また、教育相談を実施するにあたっては、個人情報の保護に十分に配慮し、取り扱いや管理については校内で共通理解を図る必要があります。

5 関係機関との連携

(略)

6 養護学校における相談機能の整備

「21世紀の特殊教育の在り方について」の最終報告において提言されているように、特殊教育諸学校、とりわけ養護学校における教育相談機能の整備・充実が要請されています。これまでは、主に就学相談の一環として幼児等の教育相談が行われてきましたが、これからは、障害のある幼児の保護者のニーズに、可能な限りこたえることができる場として整備されることが必要です。

特に、発達障害幼児に対しては、これまでの医療・福祉関係の整備が比較的行われ、医療や養育が相当程度に行われており、とりわけ養護学校における教育相談の意義はおおきいと考えられます。

さらに、養護学校の地域における施設状況から、そこで行われる教育相談は、教育センター等における相談に比して、比較的指導に重点を置いた相談も可能と思われます。

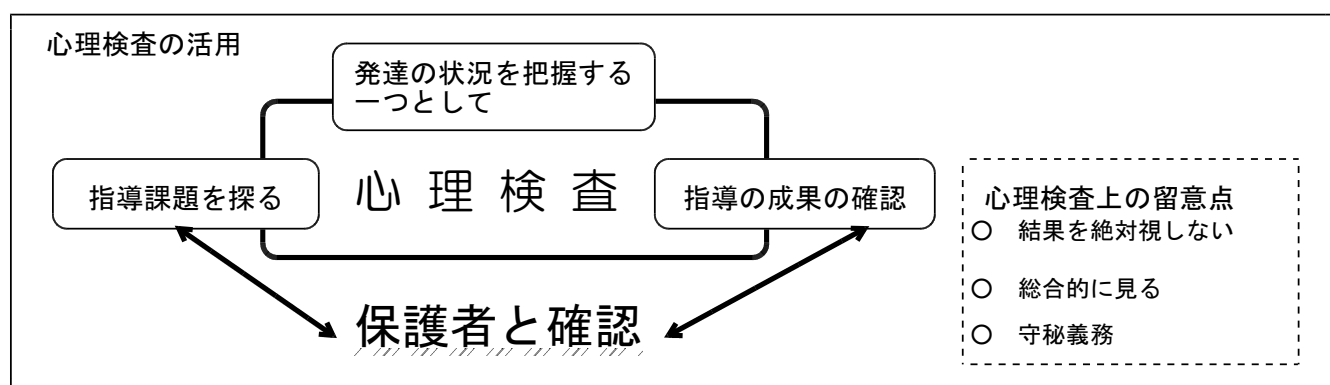
VI 心理検査について

1 心理検査

一人一人の現在の発達の様子（偏り、遅れ、特異な能力など）、性格や行動の特性などの心理学的な特性を客観的にとらえるために、心理学的方法論に基づき標準化された心理検査を行い、指導に役立てます。

心理検査を行う場合、「何のために行うのか？」ということをはっきり認識しておく必要があります。

また、「保護者とともに」確認をとりながら、行う必要があります。



実態把握に使われる心理検査の主なものは以下のような検査があります。

2 心理検査の効用と限界

(略)

おわりに

面接者としての支援・援助する姿勢や良識ある態度とマナーが、相談担当者の資質の向上とともに、大切なことです。相手の身になり、真剣に耳を傾け、一緒に進めて行こうとする態度が特に求められることとなります。換言すれば、「教育相談は、知識と経験に基づく人間性」が問われることです。担当者の「支援・援助する姿勢」や「対応の在り方」「対応の際のことばづかい」には十分に気を配り、対応するように心がけておくことが大切です。

引用・参考文献

- 1 全国教育研究所連盟
「だれもが身につけたい生徒指導・学校教育相談の技法」 ぎょうせい
- 2 渡部信一 編著
「障害児教育の相談室」 ミネルヴァ書房
- 3 高野清純 編
「子どもの発達とつまづき」 教育出版
- 4 全国特殊学級設置学校長協会
「特別支援教育時代」 三晃書房
- 5 松原達哉 編著
「心理テスト法入門」 日本文化科学社
- 6 坂本・田川・竹田・松本 編著
「障害児理解の方法」－臨床観察と検査法－ 学苑社
- 7 特別支援教育指導資料No.2 6
「障害のある子ども 特別な支援・配慮を要する子どもの教育相談の手引き」 岩手県教育委員会
- 8 特別支援教育指導資料No.2 7
「就学指導の手引」－教育的対応と就学事務－ 岩手県教育委員会
- 9 岩手県教育研究発表会特殊教育部会
「特殊教育室研究発表資料」 岩手県立総合教育センター
・「特殊教育における教育相談活動の教員支援システムに関する基礎研究」（平11、12年度）
・「特殊教育における早期からの教育相談の充実に関する実践的研究」（平12、13年度）